

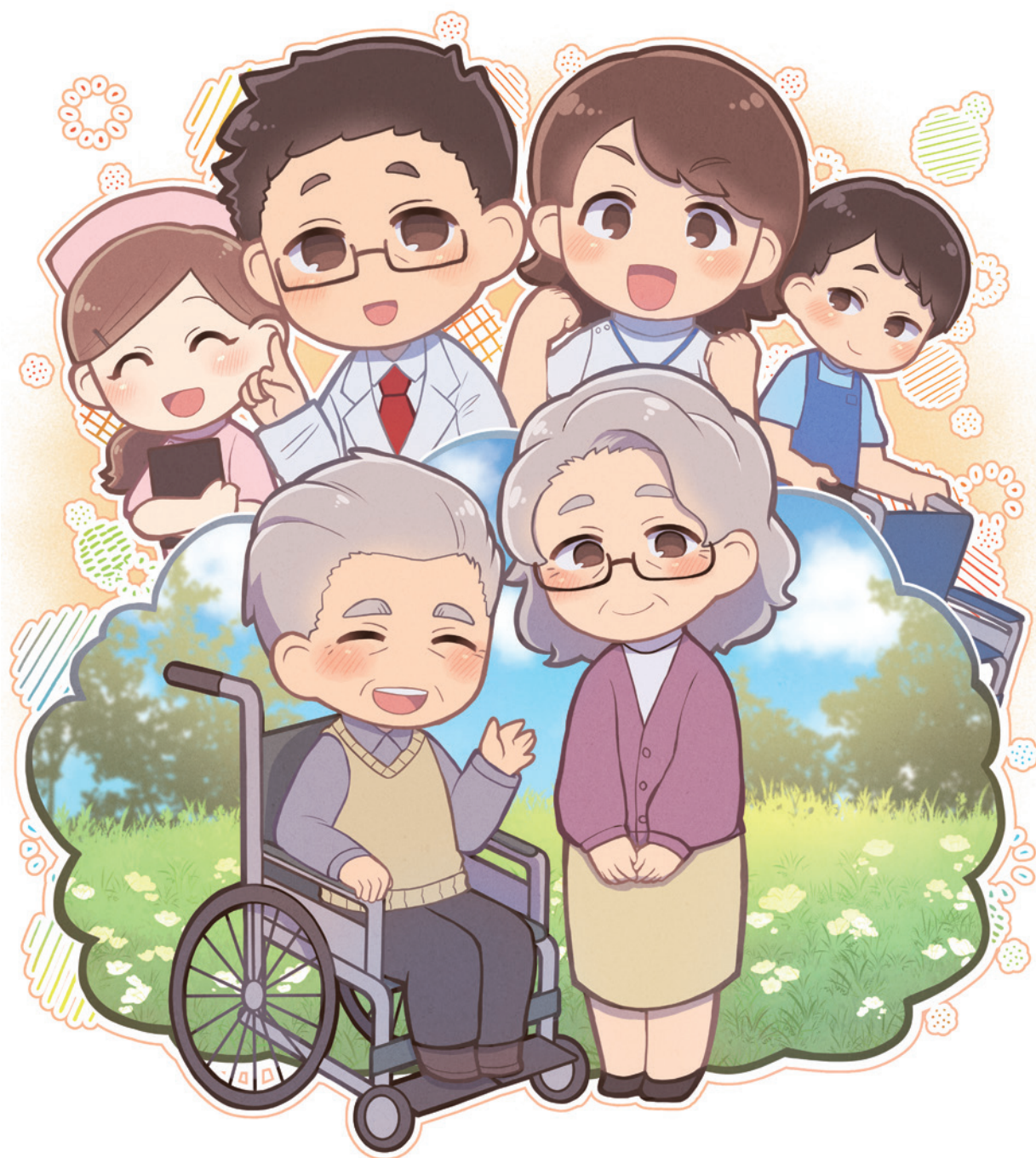


笑顔であんしん

2023年
4月版

岩内町 介護保険 ガイドブック

介護保険サービスのご利用について

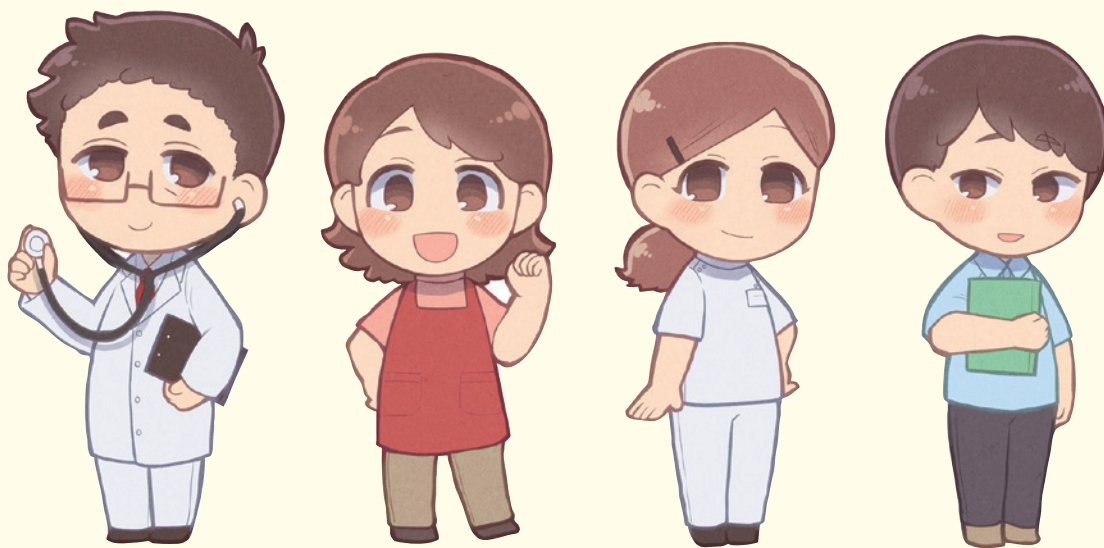


岩内町地域包括支援センター

介護保険制度は、町民のみなさまが
いつまでも安心して暮らすためのしくみです。
みんなで支えあって
ぬくもりのある社会を実現させましょう。

「岩内町介護保険ガイドブック」は 介護保険のしくみや
サービス内容・料金などを記載しています。
介護サービス等のご利用にご活用ください。

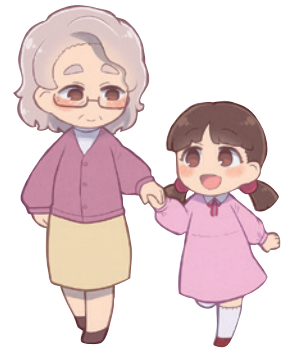
※本ガイドブックに掲載している介護保険制度や要介護度別の支給限度額、サービス利用料金などについては
すべて令和5年1月1日現在の情報に基づいています。



※このガイドブックに使用しているイラストはグループホーム「そよかぜ」岩内の職員、佐々木佑真さんに描いていただきました。
※無断転用、転載をお断りします。

目次

- 01 介護保険制度について
- 02 介護保険被保険者証と介護保険負担割合証
- 03 介護サービス利用開始までのながれ
- 05 事業対象者、要支援者、要介護者とは
- 07 介護保険サービスを利用するには
- 08 地域包括支援センターとは
- **要支援者、事業対象者のサービス(支援・事業対象者サービス)**
- 09 要支援、または事業対象者の方が利用できるサービス
- 10 訪問型サービスの利用料金(要支援、または事業対象者の方)
- 11 通所型サービス(デイサービス)の利用料金(要支援、または事業対象者の方)
- **要支援者のサービス(支援サービス)**
- 11 介護予防訪問リハビリテーションの利用料金(要支援の方)
- 12 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)の利用料金(要支援の方)
- 13 介護予防訪問看護サービスの利用料金(要支援の方)
- **要支援者、要介護者のサービス(支援・介護サービス)**
- 14 福祉用具・住宅改修の利用料金(要支援・要介護の方)
- **要介護者のサービス(介護サービス)**
- 15 要介護者が利用できる介護サービス
- 17 訪問介護サービスの利用料金(要介護の方)
- 18 訪問看護サービスの利用料金(要介護の方)
- 19 訪問リハビリテーションの利用料金(要介護の方)
- 20 通所介護(デイサービス)の利用料金(要介護の方)
- 21 通所リハビリテーション(デイケア)の利用料金(要介護の方)
- **入所、短期入所、その他のサービス(施設サービス)**
- 22 グループホームの利用料金(要支援2、要介護の方)
- 23 介護付有料老人ホームの利用料金(要支援・要介護の方)
- 24 短期入所サービス(ショートステイ)の利用料金(要支援・要介護の方)
- 25 施設入所サービスの利用料金(要介護の方)
-
- 27 介護保険の利用者負担
- 29 介護保険サービス以外で利用できるサービス
- 31 要支援者や要介護者ではない65歳以上の方を対象としたサービス
- 32 岩内郡・古宇郡の医療関係機関一覧
- 裏表紙 岩内町の介護サービス関係機関の連絡先





介護保険制度について

40歳以上のみなさまが
介護保険に加入します

介護保険制度は、高齢者等の生活を支援する制度です

- 40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときに費用の1割～3割を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。
- 年齢によって、加入の仕方は2種類に分けられ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

加入の仕方は以下の2種類に分けられます

第1号被保険者

65歳以上の方は皆さんが被保険者です
介護保険サービスが利用できるのは



介護が必要であると認定された方

寝たきりや認知症など(どんな病気や怪我がもとで介護が必要になったかは問いません)で常に介護が必要な状態(要介護状態)の方、または家事など日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方、チェックリストによる判定で事業対象者に該当した方

第2号被保険者

40～64歳で、医療保険に加入している方
介護保険サービスが利用できるのは



特定疾病^(※)が原因で、 要介護状態や要支援状態である方

(※) 下の欄を参照してください。

介護保険事業の
お問い合わせ先

岩内町役場 長寿介護課^⑩ 番窓口

電話(0135)67-7085 FAX(0135)67-7104

(※) 特定疾病とは…老化が原因とされる以下の病気です

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき
回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ** ● **筋萎縮性側索硬化症**
こうじゅうじんたいこつ かしょう
- **後縦靭帯骨化症** ● **骨折を伴う骨粗しょう症**
きんいしゆく せいそくさくこうかしょう
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺**、**大脳皮質基底核変性症**および**パーキンソン病**
しんこう せいかくじょうせい まひ
- **脊髄小脳変性症** ● **脊柱管狭窄症**
だいのう ひしつ まていかくへんせいしょう
せきずいしょうのう へんせいしょう せきちゅうかんきょう さくしょう
- **早老症** ● **多系統萎縮症**
そうろうしょう た けいとう いしゆくしょう
- **糖尿病性神経障害**、**糖尿病性腎症**および
糖尿病性網膜症
- **脳血管疾患** ● **閉塞性動脈硬化症**
へいそくせいどうみやくこう かしょう
- **慢性閉塞性肺疾患**
まんせいへいそくせいはいしっかん
- **両側の膝関節または
股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**



介護保険被保険者証と介護保険負担割合証

介護保険被保険者証は65歳の誕生日に岩内町役場から郵送されます

介護保険被保険者証

①

介護保険被保険者証	
番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
住所	045-0024 岩内町字野東69番地26
フリガナ	イワナイ タロウ
氏名	岩内 太郎
生年月日	明治・大正・昭和 15年 5月 5日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	014027 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 TEL 0135-67-7085

②

要介護状態区分等	要支援
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	令和 5 年 4 月 1 日
認定の有効期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額 令和5年4月1日～令和7年3月31日 1月当たり 5003単位 サービスの種類 種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

③

給付制限	内容	期間
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
介護保険施設等	種類	
	名称	
	入所等年月日	
	退所等年月日	
	種類	
	名称	
	入所等年月日	
	退所等年月日	

注意!! 介護保険被保険者証を持っているだけでは介護サービスは受けられません!!

介護サービスを受けるためには、岩内町役場長寿介護課⑩番窓口で認定の申請を行い、介護が必要かどうかの要介護認定を受ける必要があります。また、基本チェックリストにより事業対象者として認定された場合は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用することができます。

申請をしていない方や要介護認定を受けていない方、事業対象者の認定を受けていない方は、この保険証は使えません。

介護保険負担割合証

介護サービス利用時の自己負担割合が記載されたもので、前年の所得が一定以上ある方は2割または3割負担になります。要介護(要支援)の認定を受けている方には、毎年7月下旬に送付されます(新しく認定を受けた方には、保険証と一緒に送付されます)

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
利用者負担の割合	適用期間
	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	014027 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 TEL 0135-67-7085

注意事項
一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に出していただく。
二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービスのサービスに要した費用のうち、「適用期間」に於いた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありませぬ)
三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
六 利用時支払額を三割(利用者負担の割合)欄に記載された割合が三割である場合は四割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。



介護サービス利用開始までのながれ

岩内町役場長寿介護課⑩番窓口

岩内町地域包括支援センター

のどちらかへ相談

要介護認定の申請

※詳しくは P4①をご覧ください

基本チェックリストによる判定

※詳しくは P4②をご覧ください

介護認定審査

要介護
1～5

要支援
1・2

事業対象者

非該当

一般介護予防事業
などの利用

居宅介護支援
事業所へ相談、
ケアプラン作成依頼

岩内町地域包括支援センターへ相談、
介護予防・生活支援サービスのケアプラン作成依頼

ケアプラン作成

介護予防
ケアプラン作成

介護予防・生活支援サービスの
ケアプラン作成

※詳しくは P4③をご覧ください

介護サービス
利用開始

介護予防サービス
利用開始

介護予防・日常生活支援
総合事業利用開始

※申請から認定まで約30日かかりますが、介護度を判定するための資料が揃わない場合などの理由により、30日を超える場合があります。

介護保険サービスを利用するには手続きが必要です

① 要介護認定の申請

在宅サービスの利用や施設入所などの介護サービスを希望される方は、要介護認定の申請が必要になります。

申請

岩内町役場長寿介護課⑩番窓口へ

訪問調査

主治医意見書

コンピュータ判定（一次判定）

介護認定審査会（二次判定）

認定結果が届きます

認定結果に応じ居宅介護支援事業所または地域包括支援センターへ連絡し契約

② 基本チェックリストとは？

日常生活や心身の状態に関する質問により、介護が必要な状態かどうかを含めた現在の状態を確認するもので、全国統一の設問で構成されています。記入した基本チェックリストの回答を点数化し、介護予防・日常生活支援総合事業対象者かどうかを判断します。事業対象者と判定された場合には、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが受けられます。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、行政・介護事業者・住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを提供する事により、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者や事業対象者に対して、効果的かつ効率的な支援をすることを目的としています。現在のところ、利用できるサービスは次の表に示す在宅サービスがあります。（※事業対象者の方は、要支援1相当のサービス利用となります）

サービスの種類	事業対象者の方	要支援1・2の方
総合事業 通所型 サービス	通所介護施設を利用し、食事や入浴などの日常生活上の支援や、レクリエーション等を行う事ができます。 事業対象者・要支援1→週1回程度の利用 要支援2→週1～2回程度の利用	
総合事業 訪問型 サービス	ホームヘルパーがご自宅へ訪問し、生活上必要なサービスの提供を行います。 事業対象者・要支援1→週1～2回程度の利用 要支援2→週1～3回程度の利用	





事業対象者、要支援者、要介護者とは

利用できるサービスの限度

要介護度等に応じて1か月に利用できる限度額が設定されています。

■サービス支給限度額(1か月)の目安

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,893円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

※自己負担額が高額になった際には、負担を軽減する制度があります。

※原則、1か月に利用したサービス利用料は所得に応じて7～9割が上記の限度額から給付され、残りの1～3割が利用者負担となります。

※限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた金額については全額(10割)自己負担となります。

事業対象者とは

基本チェックリスト(日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問)で事業対象者と判定された方

要支援者とは

入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、要介護者になるおそれがある状態(要支援状態)の方

要支援者の目安

要支援1
要支援2

生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスの利用により改善が見込まれる方

要介護者とは

入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態（要介護状態）の方

要介護者の目安

要介護 1	日常生活に見守りや手助けが必要な方、立ち上がり・歩行等で支えが必要な方等
要介護 2	日常生活全般に見守りや手助けが必要な方、立ち上がり・歩行等で支えが必要な方、排せつや食事で見守りや手助けが必要な方等
要介護 3	日常生活が一人ではできない方、排せつ等で一般的な介助が必要な方等
要介護 4	日常生活を営む機能がかなり低下しており、日常生活全般において全面的な介助が多く必要な方等
要介護 5	日常生活を営む機能が著しく低下しており、日常生活全般において全面的な介助が必要な方等





介護保険サービスを利用するには 介護(予防)サービス計画(ケアプラン)が必要です

介護(予防)サービス計画(ケアプラン)とは

事業対象者、要支援1、要支援2と認定された方は、**地域包括支援センター**に依頼し、要支援状態の悪化防止や改善に重点を置いた介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。

■ 岩内町の地域包括支援センター

事業所名	岩内町地域包括支援センター
住所	岩内町字野東 69 番地 26 コミュニティホーム岩内 内
電話・FAX	電話：(0135) 61-4567 FAX：(0135) 62-3887
営業日時	月～金曜日 8：45～17：15（祝日および12月30日～1月3日を除く）

- ケアプランの作成費用は全額保険給付で自己負担はありません。●ケアプランは自分で作成することもできます。
- ケアプランを作成する事業所等が決まったら、岩内町役場長寿介護課⑩番窓口へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出が必要です。

要介護と認定された方は、**居宅介護支援事業所**に依頼し、心身の状況や本人の希望などに基づき居宅サービスなどを適切に利用できるよう、介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

■ 岩内町の居宅介護支援事業所

事業所名	岩内町指定居宅介護支援事業所
住所	岩内町字高台134番地1 岩内町役場1階⑩番窓口
電話・FAX	電話：(0135) 67-7087 FAX：(0135) 67-7104
営業日時	月～金曜日 8：45～17：15（祝日および12月31日～1月5日を除く）

事業所名	居宅介護支援いわない
住所	岩内町字清住 167 番地 岩内町社会福祉協議会内
電話・FAX	電話：(0135) 62-3328 FAX：(0135) 62-3859
営業日時	月～金曜日 8：45～17：15（祝日および12月31日～1月5日を除く）

事業所名	ケアプランセンターさつき
住所	岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内 内
電話・FAX	電話：(0135) 67-7801 FAX：(0135) 67-7802
営業日時	月～金曜日 8：45～17：15（祝日および12月30日～1月3日を除く）



地域包括支援センターとは 悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください

岩内町の地域包括支援センターは、町から委託を受けた「社会福祉法人溪仁会」が運営しています。悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください。

① なんでも相談

一人暮らしなので今後は心配

退院後の生活に不安がある

要介護認定の申請を頼みたい

② 皆さんの権利を守ります。

頼れる家族もないし、きちんと契約できるか心配

最近お金の管理が不安になってきた

③ 自立して生活できるように支援します。

一人で入浴や買い物ができるようになりたい

介護予防教室に行きたい

要支援と認定を受けたけど、どんなサービスがあるかわからない

④ 地域づくりのお手伝い

地域のケアマネジャーが円滑に仕事できるよう支援を行っています

地域社会と連携して皆さんを支えるネットワークづくりに取り組んでいます

岩内町地域包括支援センター



住 所 〒045-0024 岩内町字野東69番地26
社会福祉法人溪仁会 介護老人保健施設
コミュニティホーム岩内 内

電 話 (0135)61-4567

F A X (0135)62-3887

営業時間 月～金曜日 8:45～17:15

休業日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

事業所番号 0102300043

担当地域 岩内町全域



要支援、または事業対象者の方が利用できるサービス

自宅に訪問して行うサービス

種類	内容	町内の事業所
訪問型サービス (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、一緒に買い物に行ったり家事を行い、利用者が自分でできる事が増えるよう支援します。	訪問介護いわない
介護予防訪問看護	看護師、保健師などが訪問して、療養上のお世話やリハビリテーションなどを提供します。	訪問看護ステーションのぞみ 訪問看護ステーション岩内
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士などが訪問し、生活機能の維持向上のためのリハビリテーションを提供します。	岩内協会病院 訪問リハビリテーション コミュニティホーム岩内 訪問リハビリテーション

※事業対象者は訪問型サービスのみ利用できます。

通い・短期間入所して受けるサービス

種類	内容	町内の事業所
通所型サービス (デイサービス)	デイサービスセンターで、介護予防のための生活機能の維持向上のためのプログラムや入浴・昼食などを日帰りで受けられます。(送迎付き)	岩内町デイサービスセンター
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	病院や介護老人保健施設などで、介護予防のためのリハビリテーションや入浴・昼食などを日帰りで受けられます。(送迎付き)	通所リハビリテーション「ななかまど」 (岩内協会病院内) コミュニティホーム岩内通所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事や入浴・生活機能の維持向上のための機能訓練を受けられます。	介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷

※事業対象者は通所型サービスのみ利用できます。

その他のサービス

種類	内容	町内の事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (要支援2以上の方が対象)	認知症の方が家庭的な雰囲気の中で少人数で共同生活を送ることにより、認知症の症状の進行を緩和させ、より良い日常生活を送ることができるよう支援します。	グループホーム 「そよかぜ」岩内
介護付有料老人ホーム	入居一時金と月額利用料により、食事をはじめ健康管理や日常生活における介護サービスが提供される居住施設です。	介護付有料老人ホーム 七福神 恵比寿館
介護予防福祉用具貸与	手すり・スロープ・歩行器など、自立に必要な福祉用具の貸与(レンタル)を行います。	福祉用具貸与いわない (有)大橋豊家具店 福祉用具貸与事業所 (有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所
特定介護予防福祉用具購入	シャワーチェアやポータブルトイレなど、入浴中、排せつの際に利用する福祉用具を、価格の1割～3割負担で購入できます。(給付には上限があります)	(有)大橋豊家具店 福祉用具貸与事業所 (有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所
介護予防住宅改修	手すりや段差の解消、洋式便器への取替えなど、安全に自宅で暮らしていくための住宅改修を1割～3割負担で行います。(給付には上限があります)	(有)大橋豊家具店 福祉用具貸与事業所 (有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所 各工務店(地域包括支援センターにご相談ください)

●介護用ベッド・車いす等の貸与は、要介護2以上の方、自動排泄処理装置は、要介護4以上の方を想定しています。要支援の方でも身体状況等により貸与が必要な時は、地域包括支援センターにご相談ください。



訪問型サービスの利用料金 (要支援、または事業対象者の方)

訪問型サービスの利用料金の目安〈1割の場合〉

訪問介護いわない

介護保険内費用	週1回程度の利用 要支援1～2、または事業対象者の方	1,176円/月
	週2回程度の利用 要支援1～2、または事業対象者の方	2,349円/月
	週3回以上の利用 要支援2の方	3,727円/月
介護保険外費用	岩内町・共和町以外に 訪問サービスした場合の交通費	交通費/回

+

算定可能な加算	初回加算(初回の月のみ) 生活機能向上連携加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	上記に加え施設の サービス内容や体制 により料金が加算さ れます
---------	--	---

岩内町字清住167番地
岩内町社会福祉協議会内
TEL (0135) 62-3328
FAX (0135) 62-3859

要支援、または事業対象者の方は月単位の料金となります

例1) 要支援1、事業対象者の方が30分以上1時間未満の時間で週1回、1か月で合計4回、ヘルパーによる支援を受けた場合

1か月の利用料金 1,176円	+	処遇改善加算分+ 介護職員等ベースアップ等支援加算 200～400円位	=	1か月の加算後の利用料金 1,300～1,500円位
--------------------	---	---	---	-------------------------------





通所型サービス(デイサービス)の利用料金 (要支援、または事業対象者の方)

通所型サービス(デイサービス)の利用料金の目安<1割の場合>

岩内町 デイサービスセンター

岩内町字野東69番地35
TEL (0135) 61-2046
FAX (0135) 61-2047

介護保険内費用	要支援1、事業対象者	1,672円/月
	要支援2	3,428円/月
介護保険外費用	食費	600円/回
+		
算定可能な加算	サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により数百円の料金が加算されます



介護予防訪問リハビリテーションの利用料金 (要支援の方)

介護予防訪問リハビリテーションの利用料金の目安<1割の場合>

岩内協会病院 訪問リハビリテーション

岩内町字高台209番2
岩内協会病院内
TEL (0135) 62-1021
FAX (0135) 62-3918
携帯 090-2058-6161

介護保険内費用	20分 要支援1・2の方	307円/回
	40分 要支援1・2の方	614円/回
+		
算定可能な加算	診療未実施減算 サービス提供体制強化加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます

◎1か月の料金の目安(週2回、40分/回での利用の場合)

初回

訪問リハビリテーション費 614円	+	サービス提供体制加算 12円	=	初回合計 626円
----------------------	---	-------------------	---	--------------

2回目以降

訪問リハビリテーション費 614円	+	サービス提供体制加算 12円	=	2回目以降合計 626円
----------------------	---	-------------------	---	-----------------

初回合計 626円	+	2回目以降合計 626円	×	利用回数 7回	=	月単位の料金の合計 5,008円
--------------	---	-----------------	---	------------	---	---------------------

※診療未実施減算の対象の方はこの料金から100円/回の減算になります。

コミュニティホーム岩内 訪問リハビリテーション

岩内町字野東69番地26
コミュニティホーム岩内内
TEL (0135) 62-3800
FAX (0135) 62-3887



介護予防通所リハビリテーション(デイケア)の利用料金(要支援の方)

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)の利用料金の目安<1割の場合>

通所リハビリテーション 「ななかまど」

岩内町字高台209番2
岩内協会病院内
TEL (0135)62-1021
FAX (0135)62-3918

介護保険内費用	要支援 1	2,053 円/月
	要支援 2	3,999 円/月
介護保険外費用	食 費	550 円/回
	日用品費	50 円/回

+

算定可能な加算	サービス提供体制強化加算 運動機能向上加算 介護職員処遇改善加算 長期利用減算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	--	-------------------------------

コミュニティホーム岩内 通所リハビリテーション

岩内町字野東69番地26
TEL (0135)62-3800
FAX (0135)62-3887

介護保険内費用	要支援 1	2,053 円/月
	要支援 2	3,999 円/月
介護保険外費用	食 費	640 円/回
	日用品費	190 円/回

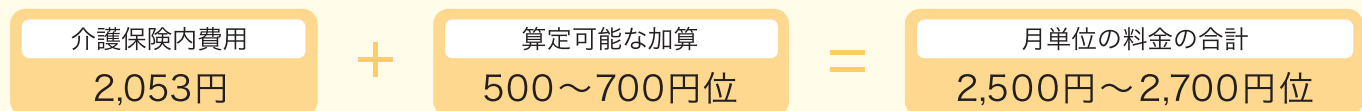
+

算定可能な加算	サービス提供体制強化加算 運動機能向上加算 介護職員処遇改善加算 長期利用減算 介護職員等ベースアップ等支援加算 介護職員等特定処遇改善加算等	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	--	-------------------------------

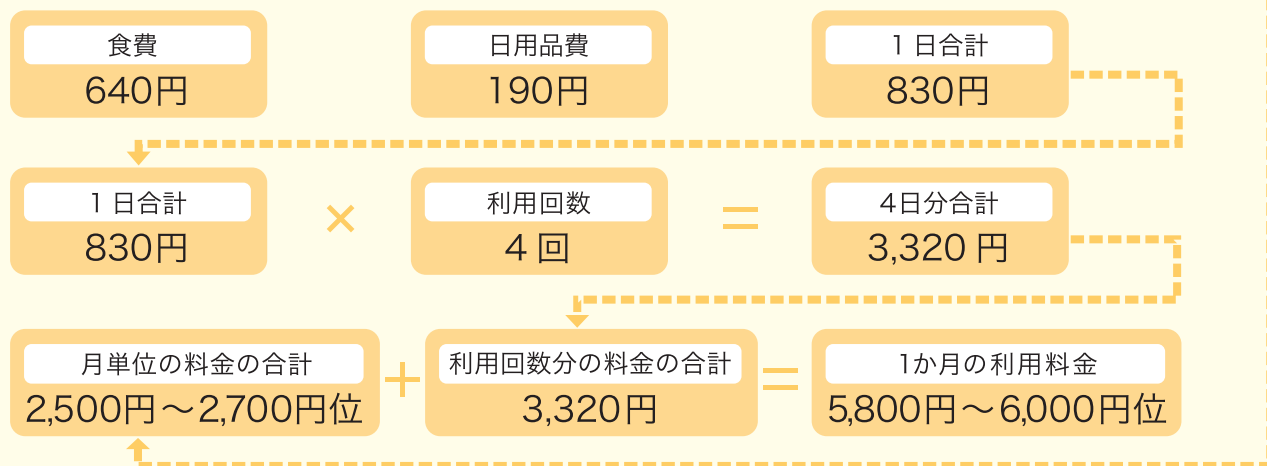
要支援の方が通所系サービスを利用した際の料金は月単位の料金と利用回数の料金の合計で決まります。

例)要支援1の方が月に4回(週に1回)、コミュニティホーム岩内の通所リハビリテーションを利用した場合

◎月単位の料金が…



◎利用回数の料金が…



●利用料金は施設によって異なります。詳細については担当のケアマネジャーまたは事業所へお問い合わせください。



介護予防訪問看護サービスの利用料金 (要支援の方)

介護予防訪問看護サービス利用料金の目安〈1割の場合〉

訪問看護ステーションのぞみ

岩内町字高台209番地2 岩内協会病院内
TEL (0135) 62-6420 FAX (0135) 62-6420

介護保険内費用	30分未満	要支援1・要支援2の方	450円/回
	30分以上1時間未満	要支援1・要支援2の方	792円/回
	1時間以上1時間30分未満	要支援1・要支援2の方	1,087円/回

+

算定可能な加算	初回加算(初回の月のみ) サービス提供体制強化加算 緊急時訪問看護加算 夜間・早期・深夜加算 特別管理加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	---	-------------------------------

訪問看護ステーション岩内

岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内内
TEL (0135) 62-5030 FAX (0135) 62-3887

介護保険内費用	30分未満	要支援1・要支援2の方	450円/回
	30分以上1時間未満	要支援1・要支援2の方	792円/回
	1時間以上1時間30分未満	要支援1・要支援2の方	1,087円/回
介護保険内費用 (理学療法士等)	理学療法士等20分以上	要支援1・要支援2の方	284円/回
	理学療法士等40分以上	要支援1・要支援2の方	568円/回

+

算定可能な加算	初回加算(初回の月のみ) サービス提供体制強化加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	------------------------------	-------------------------------

訪問看護とは？

かかりつけ医との連携をはかり、医師の指示にもとづき下記のような内容の看護を提供します。

- 健康状態の観察と助言
- 療養・治療上の看護
- 介護者の相談と支援
- 認知症の看護
- 医療処置・医療機器の管理
- 在宅リハビリテーション

● その他、ご不明な点は担当のケアマネジャーへお問い合わせください。



福祉用具・住宅改修の利用料金 (要支援・要介護の方)

福祉用具関係の事業所

福祉用具貸与いわない

岩内町字清住167番地 岩内町社会福祉協議会内
TEL (0135) 62-3328 FAX (0135) 62-3859

種別	福祉用具貸与(レンタル)
介護保険内費用	商品により異なります。
介護保険外費用	岩内町・共和町・泊村・神恵内村以外の場合の交通費ならびに搬出入費

(有)大橋畳家具店 福祉用具貸与事業所

岩内町字大和2番地5
TEL (0135) 62-0670 FAX (0135) 63-0369

種別	福祉用具貸与(レンタル)・福祉用具販売・住宅改修
介護保険内費用	商品により異なります。
介護保険外費用	交通費ならびに搬出入費(別途、相談)

(有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所

岩内町字万代19番地8
TEL (0135) 62-0540 FAX(0135)62-0667

種別	福祉用具貸与(レンタル)・福祉用具販売・住宅改修
介護保険内費用	商品により異なります。
介護保険外費用	岩内町・共和町・泊村・神恵内村以外の場合の交通費ならびに搬出入費

福祉用具貸与(レンタル)・福祉用具購入・住宅改修について

●福祉用具のレンタルや購入

利用される商品によって料金が異なります。また、購入については決められた支給限度額がありますので事前に担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターにお問い合わせください。

●住宅改修

利用する事業所および改修する工事の内容等によって料金が異なります。また、決められた支給限度額がありますので事前に担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターにお問い合わせください。



要介護者が利用できる介護サービス

自宅に訪問して行うサービス

種類	内容	町内の事業所
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、家事をしたり、入浴介助や食事介助などの身体介護を提供します。	訪問介護いわない みらいケア・サポート合同会社 ライフサポートはみんぐ岩内
訪問看護	看護師、保健師などが訪問して、療養上のお世話やリハビリテーションなどを提供します。	訪問看護ステーションのぞみ 訪問看護ステーション岩内
訪問リハビリテーション	理学療法士などが訪問し、生活機能向上のためのリハビリテーションを提供します。	岩内協会病院 訪問リハビリテーション コミュニティホーム岩内 訪問リハビリテーション

通い・短期間入所して受けるサービス

種類	内容	町内の事業所
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターで、昼食や入浴・生活機能の維持向上のための体操などを、日帰りで受けることができます。(送迎付き)	岩内町デイサービスセンター
通所リハビリテーション (デイケア)	病院や介護老人保健施設などで食事や入浴・生活機能の維持向上のためのリハビリテーションなどを、日帰りで受けることができます。(送迎付き)	通所リハビリテーション「ななかまど」 (岩内協会病院内) 介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームに短期間入所して、食事や入浴等のサービスを受けることができます。	介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷



施設介護サービス(入所)

種類	内容	町内の事業所
介護老人福祉施設	常に介護が必要で、自宅で介護が受けられない方が入所して、食事や入浴等のサービスを受けることができます。	介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリや医学的管理に重点をおいた介護が必要な方が入所して、医療や介護・生活機能の維持向上のためのリハビリを受けることができます。	介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内

その他のサービス

種類	内容	町内の事業所
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が家庭的な雰囲気の中で少人数で共同生活を送ることにより、認知症の症状の進行を緩和させ、より良い日常生活を送ることができるよう支援します。	グループホーム 「そよかぜ」岩内
介護付有料老人ホーム	入居一時金と月額利用料により、食事をはじめ健康管理や日常生活における介護サービスが提供される居住施設です。	介護付有料老人ホーム 七福神 恵比寿館
福祉用具貸与	介護用ベッド・車いすなど、家での介護に必要な福祉用具の貸与(レンタル)を行います。	福祉用具貸与いわない (有)大橋畳家具店 福祉用具貸与事業所 (有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所
特定福祉用具購入	シャワーチェアやポータブルトイレなど、入浴、排せつの際に利用する福祉用具を、価格の1割～3割負担で購入できます。(給付には上限があります)	(有)大橋畳家具店 福祉用具貸与事業所 (有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所
住宅改修	手すりや段差の解消、洋式便器への取替えなど、安全に自宅で暮らしていくための住宅改修を1割～3割負担で行います。(給付には上限があります)	(有)大橋畳家具店 福祉用具貸与事業所 (有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所 各工務店 (ケアマネジャーにご相談ください)

サービス利用時の注意点

●福祉用具の利用に制限あり!!

介護用ベッド・車いす等の貸与は、要介護2以上の方、自動排泄処理装置は要介護4以上の方を想定しています。要介護1の方でも身体の状況等により、貸与が必要な時はケアマネジャーにご相談ください。

●住宅改修は事前に届出が必要!!

悪質なりフォーム業者による過度で不適切な改修を防止するために、あらかじめ町に工事内容を明示した申請書を提出し、審査を受けなければなりません。

●訪問介護の「適切な利用」

一人暮らしや家族が病気などで家事を行う事が難しい場合は、ホームヘルパーに掃除や洗濯などの家事を頼めますが、原則、家族の食事をつくることや家族の部屋を掃除すること、犬の散歩や庭の草むしりなどを頼むことはできません。

●不明な点があったら…

疑問や不明な点は、早めに説明を求めて話し合いましょう。サービス担当者に不満があるときは、替えてもらうこともできます。事業所の責任者に理由を示して相談しましょう。契約している事業所を替えることもできます。



訪問介護サービスの利用料金 (要介護の方)

訪問介護サービス利用料金の目安<1割の場合>

訪問介護いわない

岩内町字清住167番地
岩内町社会福祉協議会内
TEL (0135) 62-3328
FAX (0135) 62-3859

みらいケア・サポート 合同会社

岩内町字相生296番地1
TEL (0135) 68-4413
FAX (0135) 68-4252

ライフサポート はみんぐ岩内

岩内町字万代19番地7
TEL (0135) 67-7380
FAX (0135) 67-7381

介護保険内費用	身体介護 (20分未満)	184円/回
	身体介護 (20分以上30分未満)	275円/回
	身体介護 (30分以上1時間未満)	436円/回
	身体介護 (1時間以上1時間30分未満)	637円/回
	身体介護を1時間30分以上利用した場合 (30分を増すごとに)	92~93円/30分
	生活援助 (20分以上45分未満)	201円/回
	生活援助 (45分以上)	248円/回

+

算定可能な加算

初回加算(初回の月のみ)
緊急時訪問介護加算
生活機能向上連携加算
介護職員処遇改善加算
介護職員等ベースアップ等支援加算

上記に加え施設の
サービス内容や
体制により料金が
加算されます

+

岩内町・共和町以外に訪問サービスした場合は交通費がかかります

身体介護と生活援助

身体介護は、利用者の身体に直接触れて行うサービスのことで、たとえば、入浴や着替え、おむつ交換などがそれに当たります。これに対して、生活援助は、利用者の生活のお手伝いを行うサービスです。

掃除、洗濯、買い物、食事づくりなどになります。ただし、庭の草むしりや窓ガラスの掃除、雪かきなどは介護保険を利用して行うサービスの対象になりません。





訪問看護サービスの利用料金 (要介護の方)

訪問看護サービス利用料金の目安<1割の場合>

訪問看護ステーション のぞみ

岩内町字高台209番地2 岩内協会病院内
TEL (0135) 62-6420 FAX (0135) 62-6420

介護保険内費用	30分未満	要介護1～5の方	470円/回
	30分以上1時間未満	要介護1～5の方	821円/回
	1時間以上1時間30分未満	要介護1～5の方	1,125円/回

+

算定可能な加算	初回加算(初回の月のみ) サービス提供体制強化加算 緊急時訪問看護加算 夜間・早期・深夜加算 特別管理加算 ターミナルケア加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	--	-------------------------------

訪問看護ステーション岩内

岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内 内
TEL (0135) 62-5030 FAX (0135) 62-3887

介護保険内費用	30分未満	要介護1～5の方	470円/回
	30分以上1時間未満	要介護1～5の方	821円/回
	1時間以上1時間30分未満	要介護1～5の方	1,125円/回
介護保険内費用 (理学療法士等)	理学療法士等20分以上	要介護1～5の方	299円/回
	理学療法士等40分以上	要介護1～5の方	598円/回
	理学療法士等60分以上	要介護1～5の方	810円/回

+

算定可能な加算	初回加算(初回の月のみ) サービス提供体制強化加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	------------------------------	-------------------------------



訪問リハビリテーションの利用料金 (要介護の方)

訪問リハビリテーションの利用料金の目安〈1割の場合〉

岩内協会病院 訪問リハビリテーション

岩内町字高台209番地2 岩内協会病院内
TEL (0135) 62-1021 FAX (0135) 62-3918
携帯 090-2058-6161

介護保険内費用	20分	要介護1～5の方	307円/回
	40分	要介護1～5の方	614円/回

+

算定可能な加算	短期集中リハビリテーション実施加算 診療未実施減算 サービス提供体制強化加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	--	-------------------------------

コミュニティホーム岩内 訪問リハビリテーション

岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内 内
TEL (0135) 62-3800 FAX (0135) 62-3887

介護保険内費用	20分	要介護1～5の方	307円/回
	40分	要介護1～5の方	614円/回

+

算定可能な加算	短期集中リハビリテーション実施加算 診療未実施減算 サービス提供体制強化加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	--	-------------------------------





通所介護(デイサービス)の利用料金 (要介護の方)

通所介護(デイサービス)の利用料金の目安<1割の場合>

**岩内町
デイサービスセンター**

岩内町字野東69番地 35
TEL (0135) 61-2046
FAX (0135) 61-2047

介護保険内費用	要介護 1	655円/回
	要介護 2	773円/回
	要介護 3	893円/回
	要介護 4	1,010円/回
	要介護 5	1,130円/回
介護保険外費用	食 費	600円/回

+

算定可能な加算	サービス提供体制強化加算 入浴介助加算 介護職員等処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	---	-------------------------------

要介護の方が通所系サービスを利用した際は、利用回数により料金が決まります

例) 要介護1の方の1回のおおよその料金

介護保険内費用 655円	+	食費 600円	+	算定可能な加算 50~100円位	=	1回の基本料金 1,300~1,400円位
-----------------	---	------------	---	---------------------	---	--------------------------

デイサービスとデイケアの違いは？

デイサービスとは「通所介護」ともいい、相談員、看護師、介護士、機能訓練相談員等が日常生活のサポートや機能訓練を行うものです。

デイケアとは「通所リハビリ」ともいい、医師の指示の下で理学療法士(PT)や作業療法士(OT)などが個別にリハビリを行い、心身の機能の維持や回復、日常生活の自立をサポートするものです。

どちらも日帰りで入浴や食事、送迎、集団リハビリ・余暇・娯楽活動等をご利用いただけます。

● 利用料金は施設によって異なります。詳細については担当のケアマネジャーまたは事業所へお問い合わせください。



通所リハビリテーション(デイケア)の利用料金 (要介護の方)

通所リハビリテーション(デイケア)の利用料金の目安<1割の場合>

コミュニティホーム岩内 通所リハビリテーション

岩内町字野束69番地26
TEL (0135)62-3800
FAX (0135)62-3887

介護保険内費用 令和5年度 通常規模 (6~7時間利用)	要介護1	710円/回
	要介護2	844円/回
	要介護3	974円/回
	要介護4	1,129円/回
	要介護5	1,281円/回
介護保険外費用	食費	640円/回
	日用品費	190円/回

+

算定可能な加算	サービス提供体制強化加算 リハビリテーション提供体制加算 リハビリテーションマネジメント加算 短期集中個別リハビリテーション実施加算 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 口腔・栄養スクリーニング加算 栄養アセスメント加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算 科学的介護推進体制加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算 介護職員等特定処遇改善加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	--	-------------------------------

通所リハビリテーション 「ななかまど」

岩内町字高台209番2
岩内協会病院内
TEL (0135)62-1021
FAX (0135)62-3918

介護保険内費用 令和5年度 通常規模 (6~7時間利用)	要介護1	710円/回
	要介護2	844円/回
	要介護3	974円/回
	要介護4	1,129円/回
	要介護5	1,281円/回
介護保険外費用	食費	550円/回
	日用品費	50円/回

+

算定可能な加算	サービス提供体制強化加算 入浴介助加算	上記に加え施設のサービス内容や体制により料金が加算されます
---------	------------------------	-------------------------------

送迎しないことによる減算 -47円/片道



●詳しくは担当ケアマネジャーまたは施設の相談員にお問い合わせください。



グループホームの利用料金 (要支援2、要介護の方)

グループホーム利用料金の目安〈1割の場合〉

グループホーム 「そよかぜ」岩内

岩内町字栄2番地10
TEL (0135)62-1100
FAX (0135)62-1100

1か月当たりの利用料金
(特定入所者サービス費適用後の料金)

1か月分の介護報酬



加 算



居 住 費



食 費



日用品費

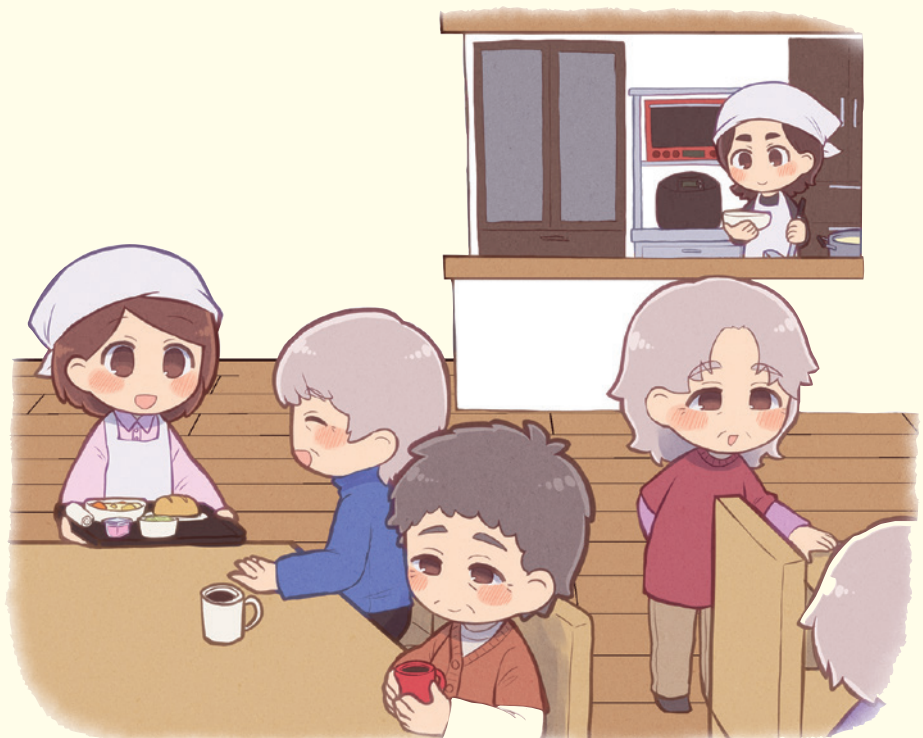
介護保険内費用 (認知症対応型共同生活介護費)	要支援2	760円/日
	要介護1	764円/日
	要介護2	800円/日
	要介護3	823円/日
	要介護4	840円/日
	要介護5	858円/日
介護保険外費用	室 料	30,000円/月
	食材料費	33,000円/月
	光熱水費	22,000円/月
	日用品費	実費/月

+

算定可能な加算

サービス提供体制強化加算
認知症ケア加算
初期加算
退去時相談援助加算

上記に加え施設のサービス
内容や体制により料金が
加算されます





介護付有料老人ホームの利用料金 (要支援・要介護の方)

介護付有料老人ホームの利用料金の目安

介護付有料老人ホーム 七福神 恵比寿館

岩内町字栄7番地3
TEL (0135) 62-2200
FAX (0135) 62-2210

介護付有料老人ホーム 七福神 恵比寿館 料金表

Aタイプ 敷金 250,000円

家賃	管理費(税別)	公共料金等(税別)	食費(30日)(税別)	合計(税別)
45,000円	21,000円	15,000円	41,700円	122,700円

Bタイプ 敷金 186,000円

家賃	管理費(税別)	公共料金等(税別)	食費(30日)(税別)	合計(税別)
31,000円	21,000円	15,000円	41,700円	108,700円

Bタイプ(生活保護受給者)

家賃	管理費(税別)	公共料金等(税別)	食費(30日)(税別)	合計(税別)
25,000円	1,000円	15,000円	41,700円	82,700円

Bタイプ低所得(前年の年金収入等が148万円以下) 敷金120,000円

家賃	管理費(税別)	公共料金等(税別)	食費(30日)(税別)	合計(税別)
20,000円	7,000円	15,000円	41,700円	83,700円

	介護度	1か月あたりの利用料 (1日単位×30日分)
介護保険に係わる 利用料 (1割の場合)	要支援1	5,460円
	要支援2	9,330円
	要介護1	16,140円
	要介護2	18,120円
	要介護3	20,220円
	要介護4	22,140円
	要介護5	24,210円

Aタイプ、Bタイプのお部屋料金に上記金額と暖房費が加算されます。冬季暖房費5,000円(税別)(10月～4月)

+

算定可能な加算	医療機関連携加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	上記に加え施設のサービス 内容や体制により料金が 加算されます
---------	--	---------------------------------------

●利用料金は施設によって異なります。詳細については担当のケアマネジャーまたは施設の相談員にお問い合わせください。



短期入所サービス(ショートステイ)の利用料金 (要支援・要介護の方)

短期入所サービス(ショートステイ)の利用料金の目安

介護老人福祉施設
岩内ふれ愛の郷
ショートステイセンター

岩内町字野東69番地4
TEL (0135) 62-3131
FAX (0135) 62-3008

◎ 要支援の方

段階	要介護度	介護報酬+居住費+食費 [多床室](円)〈日額〉	介護報酬+居住費+食費 [個室](円)〈日額〉
第1段階	要支援1の方	809	1,129
	要支援2の方	932	1,252
第2段階	要支援1の方	1,479	1,529
	要支援2の方	1,602	1,652
第3段階①	要支援1の方	1,879	2,329
	要支援2の方	2,002	2,452
第3段階②	要支援1の方	2,179	2,629
	要支援2の方	2,302	2,752
第4段階	要支援1の方	2,979	3,289
	要支援2の方	3,102	3,412

+

算定可能な加算	(予防)送迎加算 (予防)療養食加算 等	上記に加え施設のサービス内容や 体制により料金が加算されます
---------	-------------------------	-----------------------------------

◎ 要介護の方

段階	要介護度	介護報酬+居住費+食費 [多床室](円)〈日額〉	介護報酬+居住費+食費 [個室](円)〈日額〉
第1段階	要介護1の方	997	1,317
	要介護2の方	1,075	1,395
	要介護3の方	1,156	1,476
	要介護4の方	1,233	1,553
	要介護5の方	1,309	1,629
第2段階	要介護1の方	1,667	1,717
	要介護2の方	1,745	1,795
	要介護3の方	1,826	1,876
	要介護4の方	1,903	1,953
	要介護5の方	1,979	2,029
第3段階①	要介護1の方	2,067	2,517
	要介護2の方	2,145	2,595
	要介護3の方	2,226	2,676
	要介護4の方	2,303	2,753
	要介護5の方	2,379	2,829
第3段階②	要介護1の方	2,367	2,817
	要介護2の方	2,445	2,895
	要介護3の方	2,526	2,976
	要介護4の方	2,603	3,053
	要介護5の方	2,679	3,129
第4段階	要介護1の方	3,167	3,477
	要介護2の方	3,245	3,555
	要介護3の方	3,326	3,636
	要介護4の方	3,403	3,713
	要介護5の方	3,479	3,789

+

算定可能な加算	送迎加算 療養食加算 等	上記に加え施設のサービス内容や 体制により料金が加算されます
---------	-----------------	-----------------------------------

上記の表は、看護体制加算・夜勤職員配置加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇加算・介護職員特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が含まれた料金です。

● 第1段階～第4段階は世帯の所得状況等で分けられます。詳しくは28ページをご覧ください。



施設入所サービスの利用料金 (要介護の方)

施設入所サービスの利用料金の目安

介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷

岩内町字野東69番地 4
TEL (0135) 62-3131
FAX (0135) 62-3008

1か月当たりの利用料金

(特定入所者サービス費適用後の料金)

1か月分の介護報酬



加 算



居 住 費



食 費



預金管理費



日用品費

段階	要介護度	介護報酬+居住費+食費+ 預金管理費+冷蔵庫代+テレビ代 [多床室](円)〈日額〉
第1段階	要介護1の方	1,181
	要介護2の方	1,258
	要介護3の方	1,338
	要介護4の方	1,415
	要介護5の方	1,489
第2段階	要介護1の方	1,851
	要介護2の方	1,928
	要介護3の方	2,008
	要介護4の方	2,085
	要介護5の方	2,159
第3段階①	要介護1の方	2,251
	要介護2の方	2,328
	要介護3の方	2,408
	要介護4の方	2,485
	要介護5の方	2,559
第3段階②	要介護1の方	2,551
	要介護2の方	2,628
	要介護3の方	2,708
	要介護4の方	2,785
	要介護5の方	2,859
第4段階	要介護1の方	3,351
	要介護2の方	3,428
	要介護3の方	3,508
	要介護4の方	3,585
	要介護5の方	3,659
日常生活に必要なもの	理美容代、クリーニング代、医療費(薬代含む)等	

+

算定可能な加算	経口維持加算 療養食加算 個別機能訓練加算 生活機能向上連携加算 看取り介護加算等	上記に加え施設のサービス 内容や体制により料金が 加算されます
---------	---	---------------------------------------

上記の表は、初期加算(入居後30日間のみ)看護体制加算・夜勤職員配置加算・日常生活継続支援加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が含まれた料金です。

●第1段階～第4段階は世帯の所得状況等で分けられます。詳しくは28ページをご覧ください。

利用料金は世帯の所得および利用される施設等によって異なります

施設入所サービスの利用料金の目安

介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内

岩内町字野東 69 番地 26
TEL (0135) 62-3800
FAX (0135) 62-3887

1 か月当たりの利用料金
(特定入所者サービス費適用後の料金)

1 か月分の介護報酬



加 算



居 住 費



食 費



日用品費

段階	要介護度	介護報酬+居住費+食費+日用品費 [ユニット型個室](円) (日額)
第 1 段階	要介護 1 の方	2,520
	要介護 2 の方	2,565
	要介護 3 の方	2,627
	要介護 4 の方	2,680
	要介護 5 の方	2,733
第 2 段階	要介護 1 の方	2,610
	要介護 2 の方	2,655
	要介護 3 の方	2,717
	要介護 4 の方	2,770
	要介護 5 の方	2,823
第 3 段階①	要介護 1 の方	3,360
	要介護 2 の方	3,405
	要介護 3 の方	3,467
	要介護 4 の方	3,520
	要介護 5 の方	3,573
第 3 段階②	要介護 1 の方	4,070
	要介護 2 の方	4,115
	要介護 3 の方	4,177
	要介護 4 の方	4,230
	要介護 5 の方	4,283
第 4 段階	要介護 1 の方	5,036
	要介護 2 の方	5,081
	要介護 3 の方	5,143
	要介護 4 の方	5,196
	要介護 5 の方	5,249
日常生活に必要なもの	理美容代、クリーニング代 等	

+

算定可能な加算

自立支援促進加算/科学的介護推進体制加算
短期集中リハビリテーション実施加算
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算
療養食加算/褥瘡マネジメント加算
栄養マネジメント強化加算/排泄支援加算
所定疾患施設療養費/退去時情報提供加算
入所前後訪問指導加算/入退所前連携加算
経口維持加算/ターミナルケア加算 等

上記に加え
施設のサー
ビス内容や
体制により
料金が加算
されます

●利用料金は施設によって異なります。詳細については担当のケアマネジャーまたは施設の相談員へお問い合わせください。



介護保険の利用者負担

① 高額介護サービス費

月々の介護サービス費の負担分の合計額が一定の上限を超えたときは、申請により高額介護サービス費としてその超えた額が支給されます。

福祉用具購入や住宅改修にかかる自己負担分、施設における食費、居住費、日常生活費などは、高額介護（支援）サービス費の対象にはなりません。

対象者	負担の上限(月額)
現役並み所得者 ※1	44,400円(世帯) ※2
世帯内のどなたかが住民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が住民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢福祉年金を受給している方 ● 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等 	24,600円(世帯) 15,000円(個人) ※3
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※1 「現役並み所得者」とは、住民税の課税所得が145万円以上ある被保険者と同じ世帯にいる被保険者の方。

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指します。

※3 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

高額介護サービス費の請求方法は償還払いとなります

● 償還払いとは…

サービスを受けた方が、サービス事業者に費用をいったん全額支払い、町に申請することにより保険者からその費用の一部の払い戻し(償還)を受ける方式です。

② 高額医療合算介護サービス費

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったときの自己負担」と「介護保険サービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、この制度の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。支給額は、医療保険と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

申請手続き 加入している医療保険の保険者への申請が必要です。

① サービスを利用したときに支払う費用の1割～3割分

② 食費や居住費等の介護保険外の負担

それぞれ所得に応じた払い戻しや減額サービスがあります

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

70歳未満の方

区分	限度額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税 非課税世帯	34万円

70歳以上の方 後期高齢者医療制度の対象者も含みます。

区分	限度額	
現役並み所得者 (課税所得145万以上の方)	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
	課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般(市区町村民税課税世帯の方)	課税所得 145万円未満	56万円
低所得者 (市区町村民税非課税世帯の方)	住民税非課税世帯	31万円
	住民税非課税世帯で 世帯の各収入から (年金収入のみの場合 80万円以下の方)	19万円 (31万円)

※1

$$\text{基準総所得額} = \text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除 33万円}$$

③ 特定入所者サービス費

介護老人福祉施設「岩内ふれ愛の郷」や介護老人保健施設「コミュニティホーム岩内」等の介護保険施設への入所や短期入所(ショートステイ)を利用した際に、世帯の課税状況や本人の所得に応じて居住費や食費の負担分を減額するサービスです。

【施設サービス】

段階	対象者	岩内ふれ愛の郷		コミュニティホーム岩内	
		食費	居住費	食費	居住費
第1段階	生活保護を受給している方等	300円/日	多床室 0円/日	300円/日	820円/日
第2段階	世帯全員が非課税 80万円以下	390円/日	370円/日	390円/日	820円/日
第3段階 ①	世帯全員が非課税 80万円を超え 120万円以下	650円/日	370円/日	650円/日	1,310円/日
第3段階 ②	世帯全員が非課税 120万円を超える	1,360円/日	370円/日	1,360円/日	1,310円/日
第4段階	上記以外の方	1,630円/日	855円/日	1,630円/日	2,006円/日

【短期入所】

段階	対象者	岩内ふれ愛の郷		
		食費	居住費	
第1段階	生活保護を受給している方等	300円/日	多床室 0円/日	個室 300円/日
第2段階	世帯全員が非課税 80万円以下	600円/日	370円/日	420円/日
第3段階 ①	世帯全員が非課税 80万円を超え 120万円以下	1,000円/日	370円/日	820円/日
第3段階 ②	世帯全員が非課税 120万円を超える	1,300円/日	370円/日	820円/日
第4段階	上記以外の方	1,630円/日	855円/日	1,171円/日

※ 第1～第3段階に該当する方でも、別世帯の配偶者が住民税を課税されている方や、本人の預貯金額が一定以上ある方は第4段階になります。

※ 介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷の個室は短期入所生活介護(ショートステイ)での利用となります。

※ 居住費の料金は施設の居住区分や社会福祉法人利用者負担額減額等により異なります。サービス利用前に担当のケアマネジャーまたは施設の相談員へお問い合わせください。

※ サービス利用前に事前に岩内町役場長寿介護課⑩番窓口で、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

※ 「合計所得金額」とは収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。



介護保険サービス以外で利用できるサービス

① 訪問給食サービス

対象者	おおむね65歳以上または身体障がい者等で、身体の虚弱のために日常生活を営むのに支障があり、食事をまかなう事が困難な方
内容	夕食時に自宅を訪問し、給食を提供する事により孤立感の解消および健康保持の増進を行います。
費用	1食：550円
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

② 緊急通報システム

対象者	一人暮らしのおおむね65歳以上または身体障がい者等で、身体上の慢性疾患等により日常生活で注意が必要な方
内容	急病になったときなどに専用通報器で連絡をとることができます。
費用	通話料
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

③ 除排雪サービス

対象者	おおむね65歳以上の一人暮らしの老人および老人夫婦世帯等で、除排雪の労力確保が困難であり、かつ、町民税の非課税もしくは均等割のみ課税世帯の方
内容	玄関先および道路までの通路確保、家屋の損壊等の防止を図るため、除排雪のサービスを行います。
費用	無料
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

④ 老人福祉センター移送サービス

対象者	65歳以上で老人福祉センターに歩いていくことが困難な方
内容	月曜日と木曜日に町があらかじめ指定した乗り合い場所と老人福祉センター間の送迎を行い、ふれあいの場に参加しやすいよう支援します。
費用	片道200円
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

⑤ 在宅高齢者介護用品購入費助成事業

対象者	要介護3以上の在宅高齢者で、住民税非課税世帯かつ前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が148万円以下の方
内容	購入した介護用品の合計金額の9割を助成(年間上限額72,000円)。ただし、年3回の各申請期間における助成金額は24,000円が上限になります。 対象品目(紙おむつ、使い捨て手袋、清拭用品、ドライシャンプーなど)
申請期間	8月(4月1日～7月31日購入分) 12月(8月1日～11月30日購入分) 翌年4月(12月1日～3月31日購入分)
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

⑥ 電話・訪問サービス

対象者	おおむね65歳以上の一人暮らしの老人および老人夫婦世帯等で、安否確認などを希望している方
内容	安否確認や日常生活の相談を受けたり、心のふれあいを通して孤立感の解消を図ります。
費用	無料
問合せ先	岩内町社会福祉協議会 TEL(0135)62-3328

⑦ 老人福祉センターの浴室利用

対象者	65歳以上の方
内容	老人福祉センターの浴室を利用し、入浴の場を提供します。
費用	無料
問合せ先	岩内町社会福祉協議会 TEL(0135)62-3328

⑧ 有償ボランティア活動「たすけ手」

対象者	おおむね65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯、障がいのある方
内容	生活支援～除雪、草刈り、家の掃除やゴミ出し、生活必需品の買物代行等 外出支援～病院や理美容院の付き添い(近隣市町村の病院同行も可)、近隣公園への散歩等
費用	有償(原則1時間500円)※内容によって異なります。
問合せ先	岩内町社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL(0135)62-3328

車いすを利用している方を対象としたサービス

⑨ 車いす移送サービス

対象者	車いす利用者で通院が必要な方
内容	町内の病院への移送を行います。(利用するにあたり介助者1名が必要となります)
費用	200円
問合せ先	岩内町社会福祉協議会 TEL(0135)62-3328

民間で行なっている移送サービス

⑩ 介護タクシー

対象者	介助が必要な身体状態の方
内容	町内・町外(病院受診など)への送迎を行います。
費用	行き先や利用する車両により費用が異なりますので、お問い合わせください。
問合せ先	みらいケア・サポート合同会社 TEL(0135)68-4413

●各サービスを利用する際には事前に問い合わせ先への申請が必要です。※令和5年1月1日現在の情報に基づいています。



要支援者や要介護者ではない 65歳以上の方を対象としたサービス

①生活支援指導訪問事業

対象者	おおむね65歳以上または身体障がい者等で、心身の虚弱のために日常生活を営むのに支障があり、事業対象者、要支援・要介護認定を受けていない方
内容	家事の支援や生活習慣の指導および身体介護支援のサービスを提供するヘルパーを派遣します。
費用	家事支援・生活習慣指導：30分以上1時間未満 200円/回(1時間以上は30分を増すごとに100円を加算) 身体介護支援：30分以上1時間未満 400円/回(1時間以上は30分を増すごとに200円を加算)
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

②生きがい活動支援通所事業

対象者	おおむね65歳以上で身体の虚弱のために日常生活を営むのに支障があり、事業対象者、要支援・要介護認定を受けていない方
内容	社会的孤立感の解消や生きがいづくりを図るため、岩内町デイサービスセンターにて日常動作訓練、生きがい活動、入浴および食事等のサービスを提供します。
費用	サービス費：500円/日 食事代：570円/食
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

③生活支援短期宿泊事業

対象者	おおむね65歳以上で身体の虚弱のために日常生活を営むのに支障があり、要支援・要介護認定を受けていない方
内容	介護を行う方が体調不良になった際等、一時的に日常生活を営むのに支援を必要とする場合に介護老人福祉施設岩内ふれ愛の郷または、介護付有料老人ホーム七福神恵比寿館において短期間の宿泊サービスを提供します。
費用	サービス費：600円/日 食費代・居住費：1,700円/日
問合せ先	岩内町役場 長寿介護課⑩番窓口 TEL(0135)67-7085

④はつらつ元気塾

対象者	町内に居住する65歳以上の方
内容	音楽に合わせて楽しく体を動かすリズム体操と、筋力アップに向けた運動を行い、体力と筋力の維持・向上を目指します。
費用	無料
持ち物	汗拭きタオル、水などの飲み物(水分補給のため)
問合せ先	岩内町地域包括支援センター TEL(0135)61-4567

⑤介護予防教室

対象者	町内に居住する65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方(事業対象者、要支援の方は応相談)
内容	ホームトレーニングを主に、口腔や栄養、認知症予防に向けた講話や脳トレなどを行います。
費用	無料(送迎付きのため、事前に申し込みが必要です)
持ち物	汗拭きタオル、水などの飲み物(水分補給のため)
問合せ先	岩内町地域包括支援センター TEL(0135)61-4567

●各サービスを利用する際は事前に問い合わせ先への申請が必要です ●要支援・要介護認定を受けている方は①～③のサービスは利用できませんので、介護保険サービスを利用していただきます ●事業対象者に該当している方は①～②のサービスは利用できませんので、訪問型サービス・通所型サービスを利用していただきます



岩内郡・古宇郡の医療関係機関一覧

病院・医院

町村名	病院名	郵便番号	所在地	電話番号
岩内町	石山内科循環器科クリニック	045-0012	岩内町字宮園 8-1	(0135) 62-3223
	岩内大浜医院	045-0001	岩内町字大浜 6-1	(0135) 61-2081
	いわない眼科クリニック	045-0001	岩内町字大浜 16-18	(0135) 61-4101
	大井内科消化器科医院	045-0022	岩内町字清住 100	(0135) 62-0986
	北内科クリニック	045-0013	岩内町字高台 2	(0135) 62-1457
	小林整形外科医院	045-0002	岩内町字東山 25-18	(0135) 62-3451
	千葉外科医院	045-0013	岩内町字高台 191-2	(0135) 62-0981
	北海道社会事業協会岩内病院	045-0013	岩内町字高台 209-2	(0135) 62-1021
	前田医院	045-0003	岩内町字万代 5-5	(0135) 62-1293
万代クリニック	045-0003	岩内町字万代 36-8	(0135) 61-2133	
共和町	前田診療所	048-2201	岩内郡共和町前田 11-16	(0135) 73-2211
	小沢診療所	048-2142	岩内郡共和町小沢95番地256	(0135) 72-1160
	発足診療所	045-0122	岩内郡共和町発足14番地	(0135) 74-3009
泊村	村立茅沼診療所	045-0202	古宇郡泊村大字茅沼村 711-3	(0135) 75-3651
神恵内村	神恵内村立神恵内診療所	045-0301	古宇郡神恵内村大字神恵内村 10	(0135) 76-5226

歯科医院

町村名	歯科医院名	郵便番号	所在地	電話番号
岩内町	青山歯科クリニック	045-0002	岩内町字東山 133-7	(0135) 61-4180
	井筒歯科医院	045-0013	岩内町字高台 315	(0135) 62-8000
	岡崎歯科医院	045-0013	岩内町字高台 148-1	(0135) 62-0313
	黒田歯科医院	045-0003	岩内町字万代 4-3	(0135) 62-0326
	にしぎき歯科医院	045-0013	岩内町字高台 150	(0135) 62-1155
	水野歯科医院	045-0003	岩内町字万代 17-12	(0135) 62-1064
	みずの歯科医院	045-0011	岩内町字栄 1-7	(0135) 62-2535
共和町	中村歯科医院	045-0031	岩内郡共和町梨野舞納 18-23	(0135) 61-4333
	ファミリー歯科クリニック	048-2201	岩内郡共和町前田 11-150	(0135) 73-2777
	共和歯科診療所	048-2202	岩内郡共和町南幌似 30-7	(0135) 73-2040
泊村	泊村立歯科診療所	045-0203	古宇郡泊村大字泊村 53-3	(0135) 75-2742
神恵内村	神恵内村歯科診療所	045-0301	古宇郡神恵内村大字神恵内村 171-2	(0135) 76-5945

薬局

町村名	薬局名	郵便番号	所在地	電話番号
岩内町	アイランド薬局いわない店	045-0001	岩内町字大浜 50-16	(0135) 61-4040
	アイン薬局岩内店	045-0011	岩内町字栄 186-3	(0135) 62-5150
	アライ大学堂薬局岩内店	045-0021	岩内町字大和 1-8	(0135) 62-0456
	かねた薬局名店街店	045-0003	岩内町字万代 6-9	(0135) 62-0040
	ココカラファイン薬局岩内店	045-0011	岩内町字栄 172	(0135) 61-4774
	菜の花調剤薬局	045-0023	岩内町字相生 202	(0135) 62-2287
	日の出薬局	045-0011	岩内町字栄 2-10	(0135) 62-2250
	若林調剤薬局	045-0022	岩内町字清住 101-2	(0135) 62-0698

岩内町の介護サービス関係機関の連絡先

サービス名	事業所名	所在地	電話・FAX 番号
総合相談 (予防支援)	岩内町地域包括支援センター	〒045-0024 岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内内	電話：(0135) 61-4567 FAX：(0135) 62-3887
居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	岩内町指定居宅介護支援事業所	〒045-8555 岩内町字高台134番地1 岩内町役場⑩番窓口	電話：(0135) 67-7087 FAX：(0135) 67-7104
	居宅介護支援いわない	〒045-0022 岩内町字清住167番地 岩内町社会福祉協議会内	電話：(0135) 62-3328 FAX：(0135) 62-3859
	ケアプランセンターさつき	〒045-0024 岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内内	電話：(0135) 67-7801 FAX：(0135) 67-7802
訪問型サービス 訪問介護 (ヘルパー)	訪問介護いわない	〒045-0022 岩内町字清住167番地 岩内町社会福祉協議会内	電話：(0135) 62-3328 FAX：(0135) 62-3859
訪問介護 (ヘルパー)	みらいケア・サポート合同会社	〒045-0023 岩内町字相生296番地1	電話：(0135) 68-4413 FAX：(0135) 68-4252
	ライフサポートはみんぐ岩内	〒045-0003 岩内町字万代19番地7	電話：(0135) 67-7380 FAX：(0135) 67-7381
訪問看護	訪問看護ステーションのぞみ	〒045-0013 岩内町字高台209番地2 岩内協会病院内	電話：(0135) 62-6420 FAX：(0135) 62-6420
	訪問看護ステーション岩内	〒045-0024 岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内内	電話：(0135) 62-5030 FAX：(0135) 62-3887
訪問リハビリテーション	岩内協会病院 訪問リハビリテーション	〒045-0013 岩内町字高台209番地2 岩内協会病院内	電話：(0135) 62-1021 FAX：(0135) 62-3918 携帯：090-2058-6161
	コミュニティホーム岩内 訪問リハビリテーション	〒045-0024 岩内町字野東69番地26 コミュニティホーム岩内内	電話：(0135) 62-3800 FAX：(0135) 62-3887
通所型サービス 通所介護 (デイサービス)	岩内町デイサービスセンター	〒045-0024 岩内町字野東69番地35	電話：(0135) 61-2046 FAX：(0135) 61-2047
通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリテーション「ななかまど」	〒045-0013 岩内町字高台209番地2 岩内協会病院内	電話：(0135) 62-1021 FAX：(0135) 62-3918
	コミュニティホーム岩内 通所リハビリテーション	〒045-0024 岩内町字野東69番地26	電話：(0135) 62-3800 FAX：(0135) 62-3887
短期入所サービス (ショートステイ)	介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷 ショートステイセンター	〒045-0024 岩内町字野東69番地4	電話：(0135) 62-3131 FAX：(0135) 62-3008
グループホーム	グループホーム「そよかぜ」岩内	〒045-0011 岩内町字栄2番地10	電話：(0135) 62-1100 FAX：(0135) 62-1100
介護付有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム 七福神 恵比寿館	〒045-0011 岩内町字栄7番地3	電話：(0135) 62-2200 FAX：(0135) 62-2210
福祉用具関係	福祉用具貸与いわない	〒045-0022 岩内町字清住167番地 岩内町社会福祉協議会内	電話：(0135) 62-3328 FAX：(0135) 62-3859
	有限会社 大橋畳家具店 福祉用具貸与事業所	〒045-0021 岩内町字大和2番地5	電話：(0135) 62-0670 FAX：(0135) 63-0369
	有限会社 栗林家具店 福祉用具貸与事業所	〒045-0003 岩内町字万代19番地8	電話：(0135) 62-0540 FAX：(0135) 62-0667